

湖東の杜短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人晃仁会が開設する湖東の杜短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「従業者等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、要介護(要支援)者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護(要支援)者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 湖東の杜短期入所生活介護事業所
- ② 所在地 浜松市 中央区 湖東町1074

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防、特養も合算して表記する)

- ① 管理者 1名
施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者等
 - 医師 1名
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
 - 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族等から相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
 - 看護職員 3名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
 - 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
 - 栄養士 1名
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
 - 歯科衛生士 1名

歯科衛生士は、口腔内の清潔と嚥下機能の減衰を防止するための指導を行う。
介護職員 31名以上
利用者の心身の状況に応じ、日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ①併設型 10名(ユニット型個室10名) ※ユニット数は1ユニットで、入居定員は10名とする。
- ②空床利用型 特別養護老人ホームの定員90人以内

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制

2 第7条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、片道1キロメートル毎に50円を徴収する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- ① 滞在費 ユニット型個室 2,600円(1日あたり)
- ② 食費 朝食450円、昼食650円、おやつ50円、夕食530円 合計1,680円(1日あたり)
- ③ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(実費)
- ④ 理美容代(カット) 2,300円(税込)
- ⑤ 電気使用料 100wまでの1品目ごと 50円(1日あたり)
100w以上の1品目ごと 80円(1日あたり)
- ⑥ 事務管理費 50円(1日あたり)
- ⑦ 日常生活消耗品 200円(1日あたり)
- ⑧ 喫茶店の利用 実費
- ⑨ 複写物の交付 実費
- ⑩ その他個人的に使用する物 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他

必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常を送迎の実施地域)

第7条 通常を送迎の実施地域は、次のとおりとする。(事業所より半径 6.5 km～7 km程度とし、送迎時間は片道 25 分程度とする。)

【中央区】伊左地町、入野町、大久保町、大人見町、大平台、大山町、神ヶ谷町、神原町、館山寺町、協和町、呉松町、湖東町、古人見町、桜台、佐浜町、志都呂町、庄内町、庄和町、白洲町、西都台町、西鴨江町、西山町、平松町、深萩町、村櫛町、雄踏町(宇布見、山崎)和光町、和地町、三方原、根洗町、葵西、葵東、泉町、泉、幸、佐鳴台、高丘町、高丘北、高丘西、高丘東、富塚町、西丘町、花川町、萩丘、初生町、和合北、和合町

【浜名区】細江町(気賀、広岡、中川)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は従業員等の指示に従ってサービス提供を受けるものとする。

2 利用者はあらかじめ次の点に留意するものとする。

① 気分が悪くなったときはすみやかに従業員等に申し出る。

② 特別養護老人ホームと併設のため、利用中は併せて特別養護老人ホームの運営規程を守り、他の迷惑にならないようにする。

③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(個人情報保護等)

第11条 施設は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を第三者に漏洩しないものとする。

(1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩しない。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理等)

第12条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(身体拘束・虐待の禁止)

第14条 事業所は、原則として利用者の身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。ただし利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(1) 事業所は、やむを得ず利用者の行動を制限せざるを得ない場合、身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者及び利用者家族等に十分に説明し同意を得ると共に、その態様及び期間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由及び経過について記録しなければならない。

(2) 事業所は、身体拘束廃止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行わない。

(禁止事項)

第15条 利用者及びその家族は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- ① 騒音・破壊等、他の利用者や当施設に迷惑となること。
- ② 他の利用者や当事業所の職員に対する宗教活動・政治活動及び営業活動等の行為。
- ③ 他の利用者や当事業所の職員に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。
- ④ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意に事業所又は物品に損害を与え、若しくはこれを持ち出すこと。
- ⑥ 高額な現金、貴金属、ペット、マッサージ機、火気刃物等の危険物を持ち込むこと。
- ⑦ 施設内で飲酒すること、喫煙することはできません。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人晃仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月1日から施行する。